

議会だより

1月臨時市議会

平成23年第1回臨時会は、1月14日から1月17日までの4日間にわたり開会しました。

市長からは、3件の報告、平成22年度尾道市一般会計補正予算(第5号)の1議案が提案され、議案については各常任委員会に付託しました。

各常任委員会は14日に開会され、付託された議案の審査を行い、委員からはさまざまな質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された議案を原案のとおり可決しました。

最終日の17日には、各常任委員会の委員長報告が行われ、採決の結果、市長提出1議案は原案のとおり可決しました。

■議会の動き

- 1月14日 議会運営委員会
本会議
会期決定、議案提案(説明・質疑)
総務委員会
議案審査(質疑・討論・採決)
民生委員会
議案審査(質疑・討論・採決)
文教委員会
議案審査(質疑・討論・採決)
産業建設委員会
議案審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
本会議
議案議決(委員長報告・討論・採決)
- 1月17日 議会運営委員会
本会議
議案議決(委員長報告・討論・採決)

■上程議案

●補正予算

◇一般会計補正予算(第5号)

11億2,435万円を追加し、歳入歳出予算総額を573億6,447万4,000円とするものです。主なものは、国の補正予算の成立をうけて、地域活性化交付金事業の「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」の内示があり、また普通交付税についても追加交付額の決定があったことにより、速やかに事業の実施に取り組もうとするものです。歳出については、きめ細かな交付金事業として施設の改修や小中学校の整備、道路維持改良など5億7,700万円の追加、住民生活に光をそそぐ交付金事業として、女性保護対策、ひきこもり対策など4,735万円の追加、単市事業として、ポンプ場の整備、学校施設改修、林道整備など5億円を追加するものです。財源は、国庫支出金の「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を合わせて2億5,646万円、普通交付税の追加交付2億1,347万円、さらには財政調整基金繰入金を6億5,442万円繰り入れることで調整するものです。その他、大半の事業を繰り越すため併せて、繰越明許費を追加するものです。

◇専決処分の報告について(3件)

■委員会での審査

○総務委員会

◆財政調整基金について

- Q 財政調整基金繰入れ後の基金残高について聞きたい。
- A 今回、基金を約6億5千万円取り崩すことにより、約24億8千万円の残高を見込んでいる。

Q 財政調整基金は30億円程度確保したいという答弁が過去にあったが、方針を変更して、積極的な経済対策の実施を判断するに至った理由について聞きたい。

A 今回の補正は、国の緊急経済対策に伴う交付金事業と合わせ、市独自に市内中小企業のための修繕を中心とした経済対策事業に取り組むためのものである。また、これまでも市独自の経済対策を補正予算に計上しており、引き続き同様の姿勢で積極的に臨むものである。

◆電動アシスト自転車の導入について

Q 電動アシスト自転車の購入予定台数と、購入後に使用可能となる公用自転車数について聞きたい。

A 今回、5台購入予定で、合計25台になる。

Q 今回の電動アシスト自転車導入は、これまでより自転車の利用

範囲の拡大や坂道での利用を想定したものか。

A 現在保有の自転車は主に半径1.3キロの平坦地を中心に利用しているが、尾道の地形上、坂道が多いことから、坂道での利用を想定したものである。

○民生委員会

◆生活・自立支援ボランティア事業について

Q 新たに補正計上された生活・自立支援ボランティア養成事業と現在実施されている生活・介護支援サポーター養成事業の関係について聞きたい。

A 現在実施している事業は単年度の国のモデル事業で、今年3月末に終了するため、当該事業を引き継ぐ形で生活・自立支援ボランティア養成事業を平成23年度から実施しようとするものである。

Q 事業の委託先について聞きたい。

A 生活・自立支援ボランティア養成事業の講座内容は、現在実施している事業と同様の講座内容で考えており、事業のフォローアップを図っていくためにも、引き続き現在の事業者へ委託したいと考えている。

◆いきいきサロン改修について

Q いきいきサロン改修の補正内容について聞きたい。

A 土生南の木造建具の窓の改修で200万円、いきいきサロン岩根と本の水道工事で80万円、いきいきサロン木ノ庄西と大元山のエアコン設置で80万円の合計360万円である。

Q 施設管理者から上がってくる施設改修の要望について、市として十分に

応えられていると考えているのか。

A 現在施設管理者からの要望については、今年度で全て改修できる予定である。

○文教委員会

◆公会堂別館へのエレベーター設置について

Q 公会堂別館改修事業のエレベーター設置場所について聞きたい。

A 現在の荷物運搬用エレベーターを改修し、設置するもので、入口は駐車場を入れて右側である。

Q 工事内容と設置するエレベーターの概要について聞きたい。

A シャッターを駐車スペースまで移動し付け換え、エレベーター入口へは自由に入出りできるようにする。また、天井高を適正な高さに改修する予定で、定員は11名、広さは間口が1メートル35センチ、奥行きが1メートル40センチ、入口の扉が80センチである。

◆小学校及び中学校の施設改修事業について

Q 小学校及び中学校の施設改修事業について、今回の補正で何校予定しているのかについて聞きたい。

A 小学校12校、中学校7校である。補正予算議決後の設計や入札等の事務手続きを勘案する中、年度内実施は日程的に厳しいと判断したが、準備が出来たものから順次実施していきたい。

○産業建設委員会

◆旧瀬戸田西小学校解体工事について

Q 旧瀬戸田西小学校解体工事請負費の補正理由について聞きたい。

A 現在、普通財産として利用しているが、屋根の一部崩落や、ひび割れ等があり、危険であるため解体することにした。

◆住吉浜物揚場改修工事について

Q 住吉浜物揚場改修工事の工事場所と工事内容について聞きたい。

A 市役所西隣のクレーンがある広場に、市民や観光客が憩える場所になるよう、ウッドデッキの設置を予定している。また、これとあわせて久保駐車場前の護岸工事等を行う予定である。

◎議会事務局 ☎0848-25-7371



電動アシスト自転車



公会堂別館



旧瀬戸田西小学校



軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課せられます。軽自動車税は月割課税制度ではありませんので、4月2日以降に譲渡や廃車などをして、平成23年度の税額を全額納めていただくことになります。廃棄、譲渡等によりすでに車をお持ちでない場合は、4月1日(金)までに廃車等の手続きを完了してください。

平成23年度 軽自動車税の減免(身体障害者等)

軽自動車税の納税者のうち一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。

1. 申請期間 4月1日(金)～5月24日(火)※期限後の受付はできません。

2. 減免の範囲

(1) 次の①～⑤のいずれかに該当する軽自動車

	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的	障害の程度
①	本人	本人	特に問わない	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けており、下記「減免該当等級表」の障害の程度にあてはまる人
②	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業のために専ら使用すること	
③	本人	家族		
④	家族	家族		
⑤	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員			

※「家族」とは、本人(身体障害者等)と生計を一にしている人のことです。

(2) 構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車(検査証でその確認ができるもの)

3. 減免は身体障害者等の一人につき、普通車を含め1台限りです。

5. 減免該当等級表

区 分	障害の程度	
	本人が運転する場合	家族・常時介護する人が運転する場合
視 覚 障 害	1 級 ～ 4 級	
聴 覚 障 害	2 級 または 3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級 または 5 級	
上 肢 不 自 由	1 級 または 2 級	
下 肢 不 自 由	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
体 幹 不 自 由	1 級 ～ 3 級 または 5 級	1 級 ～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1 級 または 2 級	
移動機能	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1 級、3 級 または 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 ～ 4 級	
肝 臓 機 能 障 害	1 級 ～ 3 級	
音 声 機 能 障 害	3 級(喉頭摘出による場合に限る)	
療 育 手 帳		(A)およびA
精神障害者保健福祉手帳		1 級

※戦傷病者手帳については、お問い合わせください。

問い合わせ先 市民税課諸税係(☎0848-25-7213)

因島総合支所因島瀬戸田税務課因島市民税係(☎0845-26-6227) 瀬戸田支所瀬戸田税務係(☎0845-27-2214)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較し、本人の土地や家屋に関する評価が適正かどうかについて、「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」により確認することができる制度です。

縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 資産税課(市役所2階北側)
因島瀬戸田税務課(因島総合支所2階)

縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその代理人

必要なもの 公的な身分証明書、法人の場合は代表者印、代理の場合は委任状

※本人の所有する資産の確認は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により行うことができます。縦覧期間中は無料です。資産税課、因島瀬戸田税務課資産税係および各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎・向東)で閲覧できます。

※平成23年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。第1期の納期限は、5月31日(火)です。

問い合わせ先

資産税課土地係(☎0848-25-7162)

家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)